

健 号 外
平成30年6月1日

日本ALS協会島根県支部
支部長 景山 敬二 様

島根県健康福祉部健康推進課長
(母子・難病支援グループ)



平成29年度島根県難病等対策協議会における要望について
本県の難病対策の推進につきましては、平素から格別のご協力をいただきありがとうございます。

さて、標記協議会において、貴会から申し入れのありました要望につきまして、下記のとおり回答します。

記

1. 入院中における重度訪問看護を利用したヘルパーの付添いについて

重度訪問介護については、平成30年度から障害支援区分6の方が入院中において、患者の状態を熟知しているヘルパーを引き続き利用し、患者個々が必要としている支援や生活習慣等を的確に医療従事者に伝達するなどのコミュニケーション支援等を行うことができるようになりました。

県（障がい者福祉課）では、毎年度、市町村や障害福祉サービス事業所等を対象として、制度の改正内容や報酬の内容等を周知する「集団指導」を行っており、平成29年度においても3月22日及び26日に実施し、市町村等の職員に対して周知・指導を行いました。

今後も医療機関や居宅介護等事業所等と密接な連携を図るとともに、引き続き周知・指導を行ってまいります。

2. 引き続き医療的ケアのできる介護職員が増える対策について

県においても特定の者を対象とした医療的ケアができるヘルパーの数は不足していると認識しています。

現在、県では、登録研修機関が実施する研修のほかに、特定の者に対する介護職員等による痰吸引の研修（3号研修）を島根県看護協会に委託して実施しており、平成28、29年度の2年間の受講者数は、33名となっています。

また、より研修を受講しやすい体制づくりを検討しており、平成30年度からは、障がい福祉サービス事業所等の従事者の研修受講促進を目的として、研修受講期間中の代替職員を確保した場合、賃金等の経費を助成することとしています。

今後も引き続き医療的ケアができる介護職員が増えるための対策を検討してまいります。